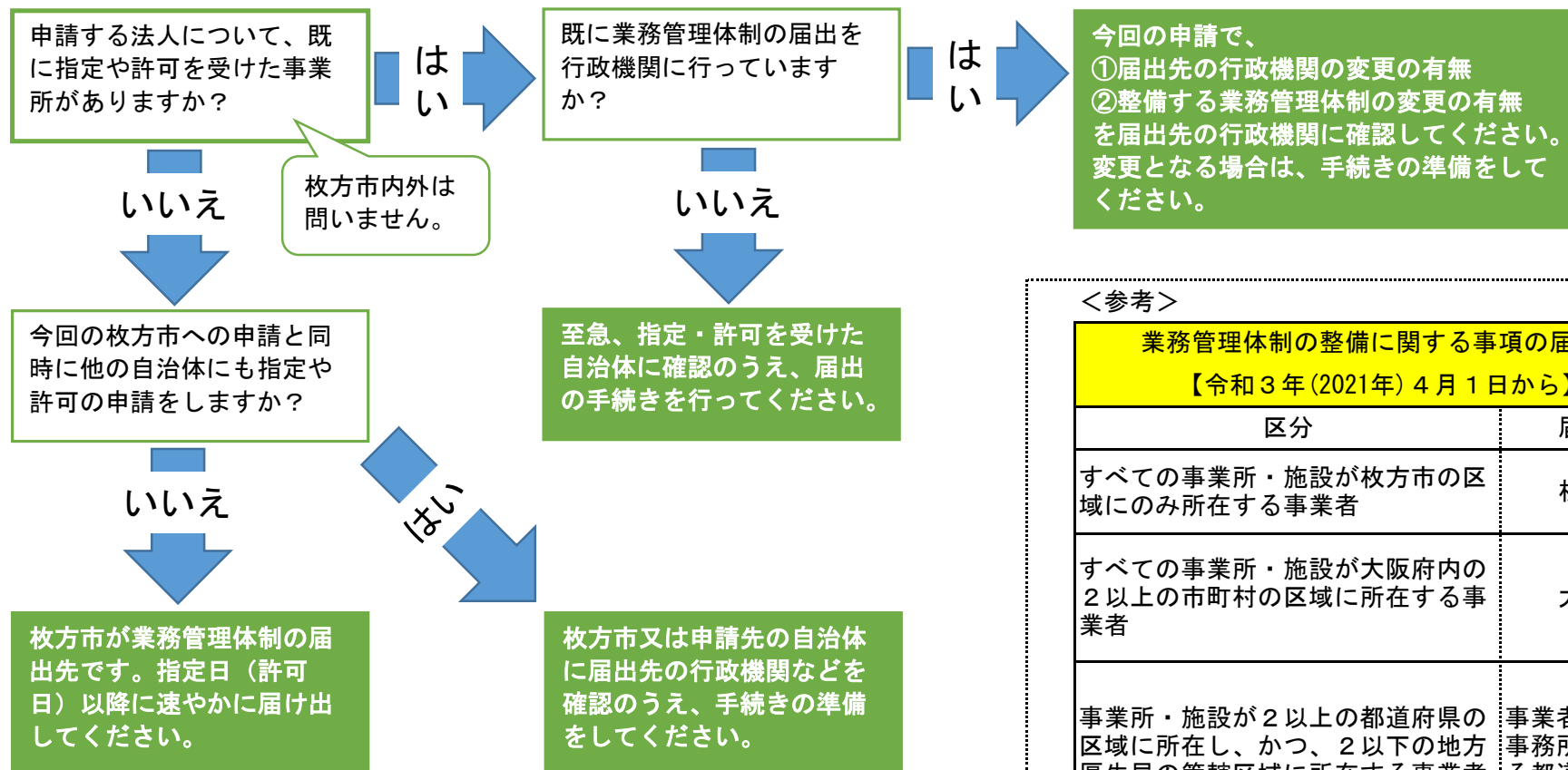


新規申請に係る『介護サービス事業者の業務管理体制の整備』に関する届出確認について



<参考>

業務管理体制の整備に関する事項の届出先 【令和3年(2021年)4月1日から】	
区分	届出先
すべての事業所・施設が枚方市の区域にのみ所在する事業者	枚方市
すべての事業所・施設が大阪府内の2以上の市町村の区域に所在する事業者	大阪府
事業所・施設が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
事業所・施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省

※介護療養型医療施設の指定事業者につきましては、上記の区分による届出先に該当しないことがありますので、指定を受けた自治体に確認してください。

枚方市が届出先の場合の手続きなどのご案内について

* 枚方市ホームページの「ページ番号検索」で「32603」と検索してください
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/>

サイト内検索

ページ番号検索

32603

🔍 表示

【問い合わせ先】
 枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 指導グループ
 電話：072-841-1467（直通）
 FAX：072-841-1322